

健康・医療戦略に係る外務省の主な取組みについて

平成27年6月17日

健康・医療戦略に係る外務省の主な取組みについて

- | | | |
|------------------------|-----|---|
| 1. UHCの普及推進 | ... | 3 |
| 2. ODA等を活用した健康・医療の国際展開 | ... | 4 |

1. UHCの普及推進

「戦略」における該当箇所

(2)3)健康・医療に関する国際展開の促進

【これまでの実行状況】

- ユニバーサルヘルスカバレッジ(UHC)とは、全ての人が基礎的な保健医療サービスを必要な時に負担可能な費用で享受できること。ミレニアム開発目標(MDGs)の保健項目の達成のためにも保健医療サービスの格差を是正し、全ての人の保健ニーズに応え、被援助国が自ら保健課題を検討解決するためにはUHCが重要。このため、国際保健外交戦略で、「日本ブランド」としてのUHCの主流化、日本の知見の発信、途上国の健康改善・経済成長の支援、さらに日本のプレゼンス向上に取り組んでいる。国連総会の一般討論演説やサイドイベントで安倍総理がUHC推進を表明し、ポスト2015年開発アジェンダ(SDGs)交渉など国連交渉の場でもUHC推進を主導。SDGs報告書の保健ターゲットにUHCが明記され、国連事務総長統合報告書においても、ポスト2015年開発アジェンダの重要な要素としてUHCが明記され、UHCの重要性の国際的共通認識を獲得した。
- 健康・医療戦略においては、国際保健外交戦略を踏まえ、国際保健を日本外交の重要な課題と位置付け、UHCの普及を推進すると示されている。国際保健外交戦略において、具体的施策の1つとして掲げられている「アフリカにおけるUHCに向けた取組み」では保健システム強化、母子保健推進、効果的な感染症対策を挙げている。
これを踏まえ、具体的な案件として、アフリカにおいて以下を実施し、UHCを推進している。
- ケニアにおいて、地方分権下でのUHC推進を支援するプログラムの中核となる技術協力プロジェクト「地方分権下におけるカウンティ保健システム・マネジメント強化」を開始した(平成26年10月)。
- ケニアにおいて、UHCに向けた主要政策アクションを支援する「UHC達成に向けた保健セクター政策借款」を表明した(平成27年3月)。
- ケニアにおける保健省「保健財政/円借款形成」専門家によるケニア保健省UHCロードマップ作成支援を実施中である。
また、アフリカ以外でも以下を実施し、全世界でUHCの推進に努めている。
- インドネシアにおいて、医療保障を中心とする社会保障制度の強化を支援する技術協力を開始した(平成26年5月)。
- ミャンマーにおいて、包括的な保健システムの強化を支援する技術協力を開始した(平成26年10月)。
- 日UNDP基金を用いて、各国保健省担当官を対象に保健財政研修をチュニジアと南アフリカで実施した。

【今後の取組み方針】

- UHCの推進は、人間の安全保障に直結し、近年は強靱で包括的な保健システム構築により感染症拡大を防ぐ健康安全保障の観点からも益々重要性を増している。さらには、健康を維持できる環境作りは社会・経済・人間開発に不可欠な基礎インフラであり、UHCによるそのような環境構築は、日本企業が海外に進出する土台にもなる。こういった視点を踏まえ、今後は、UHC普及を目指して、新たに課題別政策「国際保健政策2016-2020」の策定を予定している。
- 我が国はこれまでも我が国議長国サミットにおいて国際社会の保健分野の取組を主導してきており、2016年G7サミットでは、上記政策も踏まえつつ、UHC普及を目指して、国際保健分野での我が国の貢献を打ち出すことを検討している。
- 今後は、UHC普及を目指して、引き続き下記の施策を実施する。
 - －WHO、グローバルファンド、Gaviワクチンアライアンス、IHP+などのグローバルパートナーと連携をする
 - －UHCの推進を重視する二国間ODA案件の形成・実施する
 - －UHC推進事業の案件形成やその実施を担う保健システム強化に関する日本国内の専門家を育成する

2. ODA等を活用した健康・医療の国際展開

「戦略」における該当箇所

(2)3)健康・医療に関する国際展開の促進

【これまでの実行状況】

・開発協力大綱においては、重点課題の一つの「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅の中で、保健医療等人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援を行うとしている。

・健康・医療戦略においては、ODA等の公的な資金を活用しながら、日本の医療機器等及び医療技術並びに医療サービスの輸出拡大を図ることとされている。

具体的には、以下を実施。

・ODAを活用した人材育成、日本の医療器材の周知や制度の研修、日本製医療器材の供与、官民連携による支援等により、途上国の医療・保健分野での開発に貢献するとともに、優れた日本の医療器材・サービスをアピールした。例えば、タイ等のアジアを中心とする8か国に対して、技術協力を通じたセミナーを実施し、日本の医療技術や制度への理解が深まった。これを契機として、タイでの日本式透析医療拠点形成に向けた民間技術普及促進事業による支援が続いている。

・無償資金協力を通じ、ミャンマー、スリランカ等に日本製医療器材を供与した。

・官民連携事業を通じ、ベトナム、メキシコ等で日本企業(中小企業を含む)の医療技術・機器の普及等を支援した。その結果、メキシコでは、日本企業独自の心臓カテーテル技術の普及率が拡大(5%→30%)した。

・メキシコ、キューバ、モンゴル等で、技術協力・無償資金協力に向けた調査を実施した。

・これまで円借款の本邦技術活用条件(STEP)を活用して、病院の医療・検査器材等を供与してきた(ベトナム、スリランカ及びモルドバ)。また、優遇金利が適用される重点分野として日本の知見や技術を活かすことができる「保健・医療」分野を新たに追加するとともに、重点分野における金利水準を引き下げて途上国にとって一層魅力ある条件とすることで、保健・医療分野の円借款案件の形成を促進している。

【今後の取組み方針】

・平成26年度補正及び平成27年度当初予算を活用し、日本方式医療技術・サービスの国際展開支援及び日本製医療器材の供与を一層進める。

・無償資金協力を活用した医療器材の供与において、日本企業による保守メンテナンス契約の付帯及び日本製品に限定した調達(後発開発途上国(LDC)諸国以外)等を行うことにより、日本の優れた医療器材・サービスの持続的な国際展開につなげる。例えば、モンゴルに対し、MRI等の日本製医療機器の供与を予定しており、メンテナンス契約も付帯する予定(平成27年4月交換公文締結済み)。

・中小企業海外展開支援事業、民間技術普及促進事業等の官民連携のスキームを通じた種々の支援を継続する。

・日本の健康医療産業の技術・サービスが途上国の医療・保健状況の向上に結びつくようなSTEP案件やJICA海外投融資案件の組成に引き続き取り組んでいく。

医療・保健分野における二国間支援

技術協力による人材育成, 日本の医療機材の周知や制度の研修, 無償資金協力・円借款による日本製の医療機材の供与, 官民連携による支援等により, 途上国の医療・保健分野での開発に貢献するとともに, 優れた日本式医療・日本製医療機材をアピール。

1. 人材育成・医療機材の周知(技術協力)

【事例】タイ等アジア地域： 日本における人工透析セミナー（2013年）

- アジアを中心とする8か国の政府関係者に対し, 東九州メディカルバレー特区における産官学の連携による取組を紹介。日本の透析技術や臨床工学士制度等につき理解が深まった。
- これを契機として, 旭化成社ほかの提案に基づき, タイでの日本式透析医療拠点形成を支援(JICAの「民間技術普及促進事業」として採択)。東九州(大分・宮崎)での研修員受入れ及び対象病院での技術指導を実施。

【事例】ガーナ： 官民連携による栄養研修（2014年）

- ガーナにおける国家栄養政策の策定のタイミングを捉え, 日本の官民連携やセクター横断的な政策・事業について学ぶ機会を提供すべく, 関係各省のほか, 味の素社, カゴメ社, 給食センターなどの協力を得て栄養研修を実施。2015～2017年度も同様の研修を実施予定。

2. 日本製医療機材の供与(無償資金協力・円借款)

【事例】ミャンマー： ヤンゴン市内総合病院医療機材整備計画（無償資金協力）（2013年）

- 1984年に無償資金協力により建設された新ヤンゴン総合病院(通称「JICA病院」)等に日本製機材を供与。

【事例】モルドバ： 医療サービス改善計画（円借款(本邦技術活用条件(STEP))）（2013年）

- 本邦技術活用条件(STEP)を適用して, 同国の中核的病院等の医療機材・検査機材等を供与。これにより, 医療サービス供給体制の強化と効率化を図り, 医療機関の役割分担と連携, 及び質の高い医療サービスの広域への適用実現に寄与する。
- 本件に係る貸付資金は, 医療機材・検査機材の調達及びコンサルティング・サービス(入札補助, 事業全体管理, 施工監理, 研修等)費用等に充当される。
- 円借款で供与対象となる病院を含むモルドバ国内の医療機材維持管理体制を強化する技術協力を実施中。



医療器材ノン・プロジェクト無償資金協力

1 案件概要

- 我が国に優位性のある医療・保健分野の製品（CT、X線撮影装置など）を、成長が見込まれる新興国・途上国の拠点病院・大学病院等にODAを通じて、戦略的に供与することによって、日本方式の普及を促進し、日本企業の海外展開を支援する。



2 我が国企業への裨益

- 日本式医療の海外展開の可能性のある国の総人口は約35億人、その市場規模はアジアを中心に約20兆円と試算されている。ODAを活用して公立病院等に日本の優れた医療機器を戦略的に供与することで、新興国・途上国市場に日本企業が参入し、勝ち残ることを支援する。日本の医療器材メーカーは、軟性内視鏡で日本メーカーが世界シェアほぼ100%を占める一方、CTや超音波診断は世界の約20～30%のシェアであり、ODA支援による企業努力を後押しする意義が大きい。
- 我が国の保健・福祉器材の製造メーカーは中小企業が多く、消費税引き上げの影響の緩和を期待。また、2025年をピークに我が国高齢者福祉市場の減少が予測される中、福祉分野でも成長が見込まれるアジア諸国等の市場が成熟する前から参入し、日本企業が海外展開する足掛かりを段階で早期に確保することにより、シェアの拡大と継続的なニーズ喚起を狙う。



【参考】

平成24年度補正事業の実績（計33億円）

国	供与額	調達品目
インドネシア	5.5億円	X線撮影装置、超音波撮影装置等
ベトナム	6.0億円	汎用超音波診断装置、X線一般撮影装置、一般救急車等
フィリピン	6.0億円	内視鏡、CT、外科用X線装置Cアーム、セントラルモニター・ベッドサイドモニター(ICU用機材)等
スリランカ	5.5億円	CT、人工透析器等
パキスタン	6.0億円	X線撮影装置、吸引器、超音波撮影装置等
エルサルバドル	4.0億円	MRI、CT、電気メス、マンモグラフィ等

平成25年度補正事業の実績（計20億円）

国	供与額	調達品目
モンゴル	7.5億円	X線撮影装置、超音波診断装置等
スリランカ	5.0億円	歯科用機材、ICUモニター等
ヨルダン	7.5億円	MRI、CT、超音波診断装置等

3 現状

- 平成26年度当初予算の対象国：
グルジア(5億円)、フィリピン(2億円)（計7億円）
- 平成26年度補正予算の対象国：
ヨルダン(10億円)、ウクライナ(5億円)、モンゴル(6億円)、
ウズベキスタン(5億円)（計26億円）

3. 官民連携事業を通じた支援

(1) 中小企業海外展開支援(案件化調査及び普及・実証事業)

【事例】 ベトナム： 新生児黄疸診断機器導入を通じた新生児医療向上案件化調査（2013年）

- ベトナムでは農村部で黄疸検査機器が普及しておらず、新生児医療の課題の一つとなっている。高精度、簡易かつ低廉な測定機器を開発した本邦中小企業(アペレ社)の機器を使った案件化調査を支援。アペレ社は、ベトナムに自社工場を設立し、2014年11月から生産開始、現地で2名を雇用し技術移転を実施中。

【事例】 スーダン： Dr. カー（移動型診療所）展開に関する運行支援普及・実証事業（2013~2015年）

- スーダンでは医療インフラの未整備、医療サービスの不足、慢性的な保健医療人材不足等の課題を抱えており、特に地方部では医療サービスへのアクセスが極めて低い。本邦中小企業(アクシオヘリックス社)の移動型診療所である「Dr.カー」を導入することにより、無医村地域等での医療サービスへのアクセスを改善することを目的とした普及・実証事業を実施中。ハルツーム州3台、ゲジラ州4台の計7台が普及・実証事業により運行中。
- アクシオヘリックス社は、2013年12月に現地法人を設立後、2014年8月に本事業協力機関のマッカ病院とDr.カー1台の販売契約を締結。

(2) 民間技術普及促進事業

【事例】 メキシコ： 心臓カテーテル技術の研修・指導・普及（2011及び2013年）

- テルモ社の提案に基づき、メキシコ人医師の訪日研修やメキシコでのセミナーを実施。その結果、独自の心臓カテーテル技術(TRI法)のメキシコでの普及率が拡大(5%→30%)し、テルモ社のカテーテル機器の同国内シェア、売上とも向上。
- 現在、南米3か国(ブラジル、アルゼンチン及びコロンビア)への展開を支援しているほか、メキシコ向けに医療技術の習得・向上のための技術協力を別途準備中。



(3) BOPビジネス連携促進(協力準備調査)

【事例】 ウガンダ： 手洗い啓発とアルコール消毒剤普及による感染症予防（2012年）

- サラヤ社の提案に基づき、アルコール手指消毒剤を現地生産・販売し、インストラクターによる啓蒙・人材育成により院内感染予防、手指衛生の改善を図る協力準備調査を実施。啓蒙・人材育成活動に当たっては、病院で活動する青年海外協力隊員と連携。
- 本調査の結果に基づき、同社は現地に工場を設立し、2014年3月には消毒剤の現地生産・販売を開始。



無償資金協力による医療機材の供与に係る運用改善 (保守メンテナンス契約の付帯等及び機材の原産国の限定)

<実施の背景>

- 平成25年度から「日本式医療の海外展開を後押しする機材供与」において、維持管理・アフターサービスも対象としたことを踏まえ、「インフラシステム輸出戦略(平成26年度改訂版)」において、「医療・保健機材を供与する無償資金協力においては、供与した機材の有効活用や我が国企業の国際展開促進の観点から、維持管理サービスやスペアパーツ等も対象として供与する」と記載された。
- 無償資金協力による医療機材の供与に際しては、一般競争入札によって第三国製品が納入されるケースがあるが、日本の顔をより見せるべきであるといった指摘がある。



<運用改善(試行)>

①保守メンテナンス契約の付帯等

- 被援助国側の希望・事情及び機材に応じて、3年程度を上限として、保守メンテナンス契約を付帯すること、また、保守メンテナンス契約の適切な履行のために、コンサルタントによるアフターサービスの実施状況をモニタリングするための監理業務を含めることも可能とする。

②調達方針 (機材の原産国の限定)

- 被援助国がLDC諸国以外の国の場合、調達機材を日本又は被援助国原産品とすることを可能とする。

日本の優れた医療機材・サービスの持続的な国際展開につなげる

<試行運用案件の例>

- モンゴル 「日本モンゴル教育病院建設計画(詳細設計)」(1.41億円, 平成26年12月E/N締結)
「日本モンゴル教育病院建設計画(本体)」(79.85億円, 平成27年5月E/N締結)
 - * MRI, CT, 血管造影装置の機材において、調達機材を日本又は被援助国原産品とすることを指定
 - * これら機材について最大2年間の保守メンテナンス契約の付帯等を実施
- カンボジア(LDC)「スバイリエン州病院改善計画」(10.77億円, 平成27年3月E/N締結)
 - * 輸液ポンプ, 人工呼吸器, 麻酔器等18品目の機材について保守期間プラス2年間の保守メンテナンス契約の付帯等を実施。